

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成19年8月9日(2007.8.9)

【公開番号】特開2006-95740(P2006-95740A)

【公開日】平成18年4月13日(2006.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2006-015

【出願番号】特願2004-281965(P2004-281965)

【国際特許分類】

B 4 1 J 2/18 (2006.01)

B 4 1 J 2/185 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 3/04 1 0 2 R

B 4 1 J 3/04 1 0 1 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月26日(2007.6.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

気体が通過するダクトと、このダクトに気体を通過させるファンとを備え、該ファンを駆動させることにより前記ダクトを気体が通過するファンユニットにおいて、

前記ダクトの内部の圧力と前記ダクトの外部の圧力との圧力差が所定の範囲内のときには開き、前記圧力差が前記所定の範囲外のときには閉じるように開閉する、前記ダクトの一部を開閉する開閉部を備え、

前記ダクトは、

その外部の気体が吸い込まれる吸気ダクトと、

その内部の気体が排出される排気ダクトとを有し、

前記吸気ダクトと前記排気ダクトは連通したものであり、

前記ファンは、

前記連通した部分に配置されたものであることを特徴とするファンユニット。

【請求項2】

前記吸気ダクトは、

前記ファンの駆動によってその内部の圧力が外部の圧力よりも低い圧力となって外部の気体が吸い込まれるものであり、且つ、前記開閉部が取り付けられたものであり、

該開閉部は、

前記ファンの駆動中は閉じていることを特徴とする請求項1に記載のファンユニット。

【請求項3】

前記排気ダクトは、

前記ファンの駆動によってその内部の圧力が外部の圧力よりも高い圧力となってその内部の気体が排出されるものであり、且つ、前記開閉部が取り付けられたものであり、

該開閉部は、

前記ファンの駆動中は閉じていることを特徴とする請求項1又は2に記載のファンユニット。

【請求項4】

請求項 1 から 3 までのうちのいずれか一項に記載のファンユニットを、インクミストを回収するファンユニットとして備えたことを特徴とする画像形成装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上記目的を達成するための本発明のファンユニットは、気体が通過するダクトと、このダクトに気体を通過させるファンとを備え、該ファンを駆動させることにより前記ダクトを気体が通過するファンユニットにおいて、

(1) 前記ダクトの内部の圧力と前記ダクトの外部の圧力との圧力差が所定の範囲内のときには開き、前記圧力差が前記所定の範囲外のときには閉じるように開閉する、前記ダクトの一部を開閉する開閉部を備え、

(2) 前記ダクトは、

(2-1) その外部の気体が吸い込まれる吸気ダクトと、

(2-2) その内部の気体が排出される排気ダクトとを有し、

(2-3) 前記吸気ダクトと前記排気ダクトは連通したものであり、

(3) 前記ファンは、前記連通した部分に配置されたものであることを特徴とするものである。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

ここで、

(4) 前記吸気ダクトは、前記ファンの駆動によってその内部の圧力が外部の圧力よりも低い圧力となって外部の気体が吸い込まれるものであり、且つ、前記開閉部が取り付けられたものであり、

(5) 該開閉部は、前記ファンの駆動中は閉じていてもよい。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、

(6) 前記排気ダクトは、前記ファンの駆動によってその内部の圧力が外部の圧力よりも高い圧力となってその内部の気体が排出されるものであり、且つ、前記開閉部が取り付け

られたものであり、

(7) 該開閉部は、前記ファンの駆動中は閉じていてもよい。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また、上記目的を達成するための本発明の画像形成装置は、

(8) 上記したファンユニットを、インクミストを回収するファンユニットとして備えたことを特徴とするものである。